



# 金 沢 市 公 報

第 2 8 6 2 号 の 3

平成28年(2016年)4月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○兼用工作物の管理の方法を定めたことについて ( " )	10
● 告 示		○専ら歩行者の一般交通の用に供する道路の指定について ( " )	11
○金沢市自転車等駐車場条例の規定に基づく暫定自転車等駐車場の指定について (歩ける環境推進課)	1	● 公 告	
○包括外部監査契約の締結について (行政経営課)	2	○浄化槽保守点検業者の登録の更新について (環境指導課)	11
○平成28年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したことについて (資産税課)	2	○土地区画整理事業の廃止の認可について (市街地再生課)	11
○計量器の定期検査の実施について (人権女性政策推進課)	3	○土地区画整理組合の解散の認可について (3件) ( " )	11
○金沢市消費生活センターの設置について ( " )	3	○建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定について (建築指導課)	12
○平成9年告示第52号(福祉健康センターの所管区域を定めたことについて)の一部改正について (健康政策課)	3	○金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて (農業委員会事務局)	12
○平成28年度の国民健康保険料の料率等について (医療保険課)	3	● 教育委員会告示	
○市道の路線の認定について (道路管理課)	5	○平成25年教育委員会告示第8号(個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額について)の一部改正について (教育総務課)	12
○市道の路線の廃止について ( " )	7	● 公営企業公告	
○市道の路線の変更について ( " )	7	○平成28年度の下水道事業受益者負担金の賦課対象区域について (建設課)	13
○市道の区域の決定について ( " )	7		
○道路の供用の開始について ( " )	8		

## 告 示

### ●金沢市告示第140号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第17条第1項の規定により次の施設を暫定自転車等駐車場として指定したので、同条第2項の規定により告示します。

平成28年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	位 置	駐車できる自転車等の区分	入場及び出場の時間	利用に供する期間
金沢市営兼六園下暫定自転車駐車場	金沢市小將町21番地	自転車 原動機付自転車 小型自動二輪車 大型自動二輪車等	午前零時から 午後12時まで	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで
金沢市営武蔵自転車駐車場	金沢市武蔵町424番地1	自転車 原動機付自転車 小型自動二輪車 大型自動二輪車等	午前零時から 午後12時まで	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで

金沢市営森本駅東第2自転車駐車場	金沢市弥勒町丙1番地	自転車 原動機付自転車	午前零時から 午後12時まで	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで
金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場	金沢市広岡1丁目116番地1	自転車 原動機付自転車 小型自動二輪車 大型自動二輪車等	午前零時から 午後12時まで	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで
金沢市営堅町自転車駐車場	金沢市堅町114番地1	自転車 原動機付自転車	午前零時から 午後12時まで	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで
金沢市営此花町自転車駐車場	金沢市此花町210番地	自転車 原動機付自転車 小型自動二輪車 大型自動二輪車等	午前零時から 午後12時まで	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで
金沢市営香林坊せせらぎ通り暫定自転車駐車場	金沢市香林坊2丁目1番地先	自転車	午前10時から 午後9時まで	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで
金沢市営堅町第2暫定自転車駐車場	金沢市堅町86番地1	自転車	午前零時から 午後12時まで	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで

## 備考

- この表において「自転車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車（2輪又は3輪のものに限る。）及び同項第11号の3に規定する身体障害者用の車いすをいう。
- この表において「原動機付自転車」とは、道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車（2輪又は3輪のものに限る。）をいう。
- この表において「小型自動二輪車」とは、道路交通法第3条に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）で総排気量が0.125リットル以下のものをいう。
- この表において「大型自動二輪車等」とは、道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び同条に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）で総排気量が0.125リットルを超えるものをいう。

## ●金沢市告示第141号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により包括外部監査契約（以下「契約」という。）を締結したので、同条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成28年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

- 契約の期間の始期  
平成28年4月1日
- 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法  
基本費用の額並びに執行費用及び実費の額の合計額
- 契約を締結した者の氏名及び住所  
坂下 清司  
金沢市高島1丁目49番地2
- 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法  
監査の結果に関する報告の提出後に一括で支払う。ただし、必要に応じ、概算で支払う。

## ●金沢市告示第142号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により平成28年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示します。

平成28年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

## ●金沢市告示第143号

計量法（平成4年法律第51号）第21条第1項の規定により特定計量器の定期検査を行うので、同条第2項の規定により次のとおり告示します。

平成28年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

## 1 定期検査を行う区域

泉小学校、泉野小学校、内川小学校、扇台小学校、押野小学校、四十万小学校、十一屋小学校、新神田小学校、西南部小学校、中央小学校、戸板小学校、富樫小学校、長坂台小学校、中村町小学校、西小学校、額小学校、伏見台小学校、緑小学校、三和小学校、三馬小学校、安原小学校、米泉小学校及び米丸小学校の児童通学区域

## 2 対象となる特定計量器

質量計

## 3 定期検査を行う期間

平成28年5月1日から平成29年3月31日まで

## 4 定期検査を行う場所

特定計量器の所在の場所

## ●金沢市告示第144号

消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条第2項に規定する機関を設置したので、金沢市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（平成28年条例第13号）第2条の規定により、次のとおり告示します。

平成28年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

## 1 消費生活センターの名称及び住所

名称 金沢市近江町消費生活センター

住所 金沢市青草町88番地

## 2 消費者安全法第8条第2項第1号及び第2号に掲げる事務を行う日及び時間

月曜日から金曜日まで及び毎月の第3日曜日の午前9時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に当たる日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。

## ●金沢市告示第145号

平成9年告示第52号（福祉健康センターの所管区域を定めたことについて）の一部を次のように改正する。

平成28年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

表元町福祉健康センターの項中「材木町小学校 味噌蔵町小学校」を「兼六小学校」に改める。

## ●金沢市告示第146号

金沢市国民健康保険条例（昭和34年条例第5号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定による基礎賦課額の保険料率及び条例第31条第1項の規定により基礎賦課額から減額する額、条例第26条の6の5第1項の規定による後期高齢者支援金等賦課額の保険料率及び条例第31条第5項において準用する同条第1項の規定により後期高齢者支援金等賦課額から減額する額並びに条例第26条の11第1項の規定による介護納付金賦課額の保険料率及び条例第31条第6項において準用する同条第1項の規定により介護納付金賦課額から減額する額は、次のとおりです。

平成28年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

## 1 基礎賦課額の保険料率

(1) 所得割 総所得金額等の年100分の8.72

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年24,000円（1月当たり2,000円）

(3) 世帯別平等割

特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯

1世帯につき年24,000円(1月当たり2,000円)

特定世帯 1世帯につき年12,000円(1月当たり1,000円)

特定継続世帯 1世帯につき年18,000円(1月当たり1,500円)

## 2 基礎賦課額から減額する額

### (1) 条例第31条第1項第1号の減額する額

ア 被保険者1人につき年16,800円(1月当たり1,400円)

イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯

1世帯につき年16,800円(1月当たり1,400円)

特定世帯 1世帯につき年8,400円(1月当たり700円)

特定継続世帯 1世帯につき年12,600円(1月当たり1,050円)

### (2) 条例第31条第1項第2号の減額する額

ア 被保険者1人につき年12,000円(1月当たり1,000円)

イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯

1世帯につき年12,000円(1月当たり1,000円)

特定世帯 1世帯につき年6,000円(1月当たり500円)

特定継続世帯 1世帯につき年9,000円(1月当たり750円)

### (3) 条例第31条第1項第3号の減額する額

ア 被保険者1人につき年4,800円(1月当たり400円)

イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯

1世帯につき年4,800円(1月当たり400円)

特定世帯 1世帯につき年2,400円(1月当たり200円)

特定継続世帯 1世帯につき年3,600円(1月当たり300円)

## 3 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

### (1) 所得割 総所得金額等の年100分の2.19

### (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年9,480円(1月当たり790円)

### (3) 世帯別平等割

特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯

1世帯につき年9,120円(1月当たり760円)

特定世帯 1世帯につき年4,560円(1月当たり380円)

特定継続世帯 1世帯につき年6,840円(1月当たり570円)

## 4 後期高齢者支援金等賦課額から減額する額

### (1) 条例第31条第5項において準用する同条第1項第1号の減額する額

ア 被保険者1人につき年6,636円(1月当たり553円)

イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯

1世帯につき年6,384円(1月当たり532円)

特定世帯 1世帯につき年3,192円(1月当たり266円)

特定継続世帯 1世帯につき年4,788円(1月当たり399円)

### (2) 条例第31条第5項において準用する同条第1項第2号の減額する額

ア 被保険者1人につき年4,740円(1月当たり395円)

イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯

1世帯につき年4,560円(1月当たり380円)

特定世帯 1世帯につき年2,280円(1月当たり190円)

特定継続世帯 1世帯につき年3,420円(1月当たり285円)

### (3) 条例第31条第5項において準用する同条第1項第3号の減額する額

ア 被保険者1人につき年1,896円(1月当たり158円)

イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯

1世帯につき年1,824円(1月当たり152円)

- 特定世帯 1世帯につき年912円(1月当たり76円)
- 特定継続世帯 1世帯につき年1,368円(1月当たり114円)

5 介護納付金賦課額の保険料率

- (1) 所得割 総所得金額等の年100分の3.11
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年11,520円(1月当たり960円)
- (3) 世帯別平等割 1世帯につき年7,320円(1月当たり610円)

6 介護納付金賦課額から減額する額

- (1) 条例第31条第6項において準用する同条第1項第1号の減額する額
  - ア 被保険者1人につき年8,064円(1月当たり672円)
  - イ 1世帯につき年5,124円(1月当たり427円)
- (2) 条例第31条第6項において準用する同条第1項第2号の減額する額
  - ア 被保険者1人につき年5,760円(1月当たり480円)
  - イ 1世帯につき年3,660円(1月当たり305円)
- (3) 条例第31条第6項において準用する同条第1項第3号の減額する額
  - ア 被保険者1人につき年2,304円(1月当たり192円)
  - イ 1世帯につき年1,464円(1月当たり122円)

●金沢市告示第147号

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定により、市道の路線を次のように認定します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成28年4月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成28年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

整理番号	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
2711	金石東3丁目線 13号	金石東3丁目 150番 1先から 金石東3丁目 150番 7先まで	
3012	二塚12号 赤土町線 22号	赤土町カ 1番 24先から 赤土町カ 1番 33先まで	
3222	大徳22号 松村6丁目線 22号	松村6丁目 166番 1先から 松村6丁目 166番 3先まで	
3617	戸板17号 若宮町線 48号	若宮町チ 9番 1先から 若宮町チ 2番 2先まで	
3718	鞍月18号 直江町線 39号	直江土地地区画整理事業地内 47街区 14番 先から 直江土地地区画整理事業地内 48街区 1-2番 先まで	
3718	鞍月18号 直江町線 40号	直江土地地区画整理事業地内 47街区 8番 先から 直江土地地区画整理事業地内 47街区 14番 先まで	
3718	鞍月18号 直江町線 41号	直江土地地区画整理事業地内 47街区 7番 先から 直江土地地区画整理事業地内 47街区 1番 先まで	
3718	鞍月18号 直江町線 42号	直江土地地区画整理事業地内 51街区 7番 先から 直江土地地区画整理事業地内 50街区 8番 先まで	
3718	鞍月18号 直江町線 43号	直江土地地区画整理事業地内 52街区 1番 先から 直江土地地区画整理事業地内 52街区 3番 先まで	
3718	鞍月18号 直江町線 44号	直江土地地区画整理事業地内 55街区 8番 先から 直江町ト 94番 1先まで	
3718	鞍月18号 直江町線 45号	直江土地地区画整理事業地内 54街区 7番 先から 直江土地地区画整理事業地内 54街区 3番 先まで	

3718	鞍 直江町線	月 18号 線 46号	直江土地区画整理事業地内 61街区 6番 先から 直江土地区画整理事業地内 61街区 1番 先まで
3718	鞍 直江町線	月 18号 線 47号	直江土地区画整理事業地内 62街区 4番 先から 直江土地区画整理事業地内 62街区 4番 先まで
3724	鞍 直江町北線	月 24号 線 34号	直江土地区画整理事業地内 34街区 3番 先から 直江土地区画整理事業地内 34街区 1番 先まで
3724	鞍 直江町北線	月 24号 線 35号	直江土地区画整理事業地内 35街区 4番 先から 直江土地区画整理事業地内 35街区 1番 先まで
3724	鞍 直江町北線	月 24号 線 36号	直江土地区画整理事業地内 34街区 1番 先から 直江土地区画整理事業地内 35街区 3番 先まで
3724	鞍 直江町北線	月 24号 線 37号	直江土地区画整理事業地内 36街区 4番 先から 直江土地区画整理事業地内 36街区 1番 先まで
4449	小 三池町線	坂 49号 線 64号	三 池 町 208番 3先から 三 池 町 197番 10先まで
4956	浅 太陽が丘3丁目線	川 56号 線 26号	太 陽 が 丘 3 丁 目 1番 4先から 太 陽 が 丘 3 丁 目 1番 10先まで
4956	浅 太陽が丘3丁目線	川 56号 線 27号	太 陽 が 丘 3 丁 目 369番 先から 太 陽 が 丘 3 丁 目 363番 先まで
4963	浅 太陽が丘4丁目線	川 63号 線 1号	太陽ヶ丘土地区画整理事業地内7工区 5街区 17番 先から 太陽ヶ丘土地区画整理事業地内7工区 15街区 1番 先まで
4963	浅 太陽が丘4丁目線	川 63号 線 2号	太陽ヶ丘土地区画整理事業地内7工区 5街区 17番 先から 太陽ヶ丘土地区画整理事業地内7工区 6街区 6番 先まで
4963	浅 太陽が丘4丁目線	川 63号 線 3号	太陽ヶ丘土地区画整理事業地内7工区 4街区 1番 先から 太陽ヶ丘土地区画整理事業地内7工区 4街区 6番 先まで
4963	浅 太陽が丘4丁目線	川 63号 線 4号	太陽ヶ丘土地区画整理事業地内7工区 6街区 1番 先から 太陽ヶ丘土地区画整理事業地内7工区 7街区 10番 先まで
4963	浅 太陽が丘4丁目線	川 63号 線 5号	太陽ヶ丘土地区画整理事業地内7工区 7街区 1番 先から 太陽ヶ丘土地区画整理事業地内7工区 7街区 5番 先まで
4963	浅 太陽が丘4丁目線	川 63号 線 6号	太陽ヶ丘土地区画整理事業地内9-1工区 7街区 14-1番 先から 太 陽 が 丘 3 丁 目 1番 4先まで
4963	浅 太陽が丘4丁目線	川 63号 線 7号	太陽ヶ丘土地区画整理事業地内9工区 5街区 1番 先から 太陽ヶ丘土地区画整理事業地内7工区 8街区 12番 先まで
4963	浅 太陽が丘4丁目線	川 63号 線 8号	太陽ヶ丘土地区画整理事業地内9工区 6街区 1番 先から 太陽ヶ丘土地区画整理事業地内7工区 8街区 7番 先まで
4963	浅 太陽が丘4丁目線	川 63号 線 9号	太陽ヶ丘土地区画整理事業地内7工区 8街区 1番 先から 太陽ヶ丘土地区画整理事業地内7工区 8街区 6番 先まで
4963	浅 太陽が丘4丁目線	川 63号 線 10号	太陽ヶ丘土地区画整理事業地内7工区 12街区 8番 先から 太陽ヶ丘土地区画整理事業地内7工区 13街区 6番 先まで
4963	浅 太陽が丘4丁目線	川 63号 線 11号	太陽ヶ丘土地区画整理事業地内7工区 12街区 1番 先から 太陽ヶ丘土地区画整理事業地内7工区 12街区 4番 先まで
4963	浅 太陽が丘4丁目線	川 63号 線 12号	太陽ヶ丘土地区画整理事業地内7工区 12街区 5番 先から 太陽ヶ丘土地区画整理事業地内7工区 14街区 8番 先まで
4963	浅 太陽が丘4丁目線	川 63号 線 13号	太陽ヶ丘土地区画整理事業地内7工区 16街区 11番 先から 太陽ヶ丘土地区画整理事業地内7工区 16街区 11番 先まで
5099	森 日吉ヶ丘住宅線	本 99号 線 15号	利 屋 町 135番 先から 利 屋 町 166番 先まで

●金沢市告示第148号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、市道の路線を次のように廃止します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成28年4月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成28年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

整理番号	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
4449	小 坂 49号	三 池 町 195番 2先から	
	三 池 町 線 36号	三 池 町 208番 3先まで	

●金沢市告示第149号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、市道の路線を次のように変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成28年4月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成28年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

整理番号	新旧の別	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
3705	旧	鞍 月 5号 直 江 町 線	直 江 町 ト 23番 1先から	
	新		直 江 町 ニ 55番 4先まで	
3718	旧	鞍 月 18号 直 江 町 線 2号	直 江 町 ト 67番 先から	
	新		直 江 町 ヘ 11番 先まで	
			直江土地区画整理事業地内 54街区 7番 先から	
			直江土地区画整理事業地内 56街区 1番 先まで	

●金沢市告示第150号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道の区域を次のように決定します。

なお、その区域を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成28年4月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成28年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路 線 名	幅 員 (m)	延 長 (m)
一般市道	金石東3丁目線13号	6.0	48
一般市道	二塚12号赤土町線22号	12.0	213
一般市道	大徳22号松村6丁目線22号	6.0	31
一般市道	戸板17号若宮町線48号	6.0 ~ 8.9	152
一般市道	鞍月5号直江町線	5.0 ~ 5.7	100
一般市道	鞍月18号直江町線2号	6.0	99
一般市道	鞍月18号直江町線39号	6.0	78
一般市道	鞍月18号直江町線40号	6.0	91
一般市道	鞍月18号直江町線41号	5.8	92
一般市道	鞍月18号直江町線42号	5.8	81
一般市道	鞍月18号直江町線43号	5.8	34
一般市道	鞍月18号直江町線44号	6.0	193

一般市道	鞍月18号直江町線45号	5.8 ~ 6.0	113
一般市道	鞍月18号直江町線46号	5.5 ~ 6.0	111
一般市道	鞍月18号直江町線47号	5.4	18
一般市道	鞍月24号直江町北線34号	6.0	99
一般市道	鞍月24号直江町北線35号	6.0	70
一般市道	鞍月24号直江町北線36号	6.0	138
一般市道	鞍月24号直江町北線37号	3.9	49
一般市道	小坂49号三池町線64号	3.9 ~ 9.3	84
一般市道	浅川56号太陽が丘3丁目線26号	8.0	124
一般市道	浅川56号太陽が丘3丁目線27号	6.0 ~ 6.2	71
一般市道	浅川63号太陽が丘4丁目線1号	6.0	586
一般市道	浅川63号太陽が丘4丁目線2号	6.0	216
一般市道	浅川63号太陽が丘4丁目線3号	6.0	101
一般市道	浅川63号太陽が丘4丁目線4号	6.0	64
一般市道	浅川63号太陽が丘4丁目線5号	6.0	86
一般市道	浅川63号太陽が丘4丁目線6号	9.5 ~ 12.0	491
一般市道	浅川63号太陽が丘4丁目線7号	12.0	105
一般市道	浅川63号太陽が丘4丁目線8号	6.0	177
一般市道	浅川63号太陽が丘4丁目線9号	6.0	89
一般市道	浅川63号太陽が丘4丁目線10号	6.0	159
一般市道	浅川63号太陽が丘4丁目線11号	6.0	63
一般市道	浅川63号太陽が丘4丁目線12号	12.0	116
一般市道	浅川63号太陽が丘4丁目線13号	3.9	16
一般市道	森本99号日吉ヶ丘住宅線15号	4.6	31

●金沢市告示第151号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成28年4月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成28年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

路 線 名	区 間	供用開始日
金石東3丁目線 13号	金石東3丁目 150番1先から 金石東3丁目 150番7先まで	平成28年4月1日
二塚12号 赤土町線 22号	赤土町カ 1番24先から 赤土町カ 1番33先まで	平成28年4月1日
大徳22号 松村6丁目線 22号	松村6丁目 166番1先から 松村6丁目 166番3先まで	平成28年4月1日
戸板17号 若宮町線 48号	若宮町チ 9番1先から 若宮町チ 2番2先まで	平成28年4月1日
鞍月5号 直江町線	直江町ト 14番1先から 直江町ニ 55番4先まで	平成28年4月1日
鞍月18号 直江町線 2号	直江土地区画整理事業地内 54街区 7番 先から 直江土地区画整理事業地内 56街区 1番 先まで	平成28年4月1日
鞍月18号 直江町線 39号	直江土地区画整理事業地内 47街区 14番 先から 直江土地区画整理事業地内 48街区 1-2番 先まで	平成28年4月1日



鞍 直江町線	月 18号 40号	直江土地区画整理事業地内	47街区	8番	先から	平成28年4月1日
		直江土地区画整理事業地内	47街区	14番	先まで	
鞍 直江町線	月 18号 41号	直江土地区画整理事業地内	47街区	7番	先から	平成28年4月1日
		直江土地区画整理事業地内	47街区	1番	先まで	
鞍 直江町線	月 18号 42号	直江土地区画整理事業地内	51街区	7番	先から	平成28年4月1日
		直江土地区画整理事業地内	50街区	8番	先まで	
鞍 直江町線	月 18号 43号	直江土地区画整理事業地内	52街区	1番	先から	平成28年4月1日
		直江土地区画整理事業地内	52街区	3番	先まで	
鞍 直江町線	月 18号 44号	直江土地区画整理事業地内	55街区	8番	先から	平成28年4月1日
		直江	町	ト	94番 1先まで	
鞍 直江町線	月 18号 45号	直江土地区画整理事業地内	54街区	7番	先から	平成28年4月1日
		直江土地区画整理事業地内	54街区	3番	先まで	
鞍 直江町線	月 18号 46号	直江土地区画整理事業地内	61街区	6番	先から	平成28年4月1日
		直江土地区画整理事業地内	61街区	1番	先まで	
鞍 直江町線	月 18号 47号	直江土地区画整理事業地内	62街区	4番	先から	平成28年4月1日
		直江土地区画整理事業地内	62街区	4番	先まで	
鞍 直江町北線	月 24号 34号	直江土地区画整理事業地内	34街区	3番	先から	平成28年4月1日
		直江土地区画整理事業地内	34街区	1番	先まで	
鞍 直江町北線	月 24号 35号	直江土地区画整理事業地内	35街区	4番	先から	平成28年4月1日
		直江土地区画整理事業地内	35街区	1番	先まで	
鞍 直江町北線	月 24号 36号	直江土地区画整理事業地内	34街区	1番	先から	平成28年4月1日
		直江土地区画整理事業地内	35街区	3番	先まで	
鞍 直江町北線	月 24号 37号	直江土地区画整理事業地内	36街区	4番	先から	平成28年4月1日
		直江土地区画整理事業地内	36街区	1番	先まで	
小 三池町線	坂 49号 64号	三池	町	208番 3	先から	平成28年4月1日
		三池	町	197番 10	先まで	
浅 太陽が丘3丁目線	川 56号 26号	太陽が丘3丁目		1番	4先から	平成28年4月1日
		太陽が丘3丁目		1番	10先まで	
浅 太陽が丘3丁目線	川 56号 27号	太陽が丘3丁目		369番	先から	平成28年4月1日
		太陽が丘3丁目		363番	先まで	
浅 太陽が丘4丁目線	川 63号 1号	太陽ヶ丘土地区画整理事業地内7工区	5街区	17番	先から	平成28年4月1日
		太陽ヶ丘土地区画整理事業地内7工区	15街区	1番	先まで	
浅 太陽が丘4丁目線	川 63号 2号	太陽ヶ丘土地区画整理事業地内7工区	5街区	17番	先から	平成28年4月1日
		太陽ヶ丘土地区画整理事業地内7工区	6街区	6番	先まで	
浅 太陽が丘4丁目線	川 63号 3号	太陽ヶ丘土地区画整理事業地内7工区	4街区	1番	先から	平成28年4月1日
		太陽ヶ丘土地区画整理事業地内7工区	4街区	6番	先まで	
浅 太陽が丘4丁目線	川 63号 4号	太陽ヶ丘土地区画整理事業地内7工区	6街区	1番	先から	平成28年4月1日
		太陽ヶ丘土地区画整理事業地内7工区	7街区	10番	先まで	
浅 太陽が丘4丁目線	川 63号 5号	太陽ヶ丘土地区画整理事業地内7工区	7街区	1番	先から	平成28年4月1日
		太陽ヶ丘土地区画整理事業地内7工区	7街区	5番	先まで	
浅 太陽が丘4丁目線	川 63号 6号	太陽ヶ丘土地区画整理事業地内9-1工区	7街区	14-1番	先から	平成28年4月1日
		太陽が丘3丁目		1番	4先まで	
浅 太陽が丘4丁目線	川 63号 7号	太陽ヶ丘土地区画整理事業地内9工区	5街区	1番	先から	平成28年4月1日
		太陽ヶ丘土地区画整理事業地内7工区	8街区	12番	先まで	
浅 太陽が丘4丁目線	川 63号 8号	太陽ヶ丘土地区画整理事業地内9工区	6街区	1番	先から	平成28年4月1日
		太陽ヶ丘土地区画整理事業地内7工区	8街区	7番	先まで	

浅 川 63号 太陽ヶ丘4丁目線 9号	太陽ヶ丘土地区画整理事業地内7工区 8街区 1番 太陽ヶ丘土地区画整理事業地内7工区 8街区 6番	先から 先まで	平成28年4月1日
浅 川 63号 太陽ヶ丘4丁目線 10号	太陽ヶ丘土地区画整理事業地内7工区 12街区 8番 太陽ヶ丘土地区画整理事業地内7工区 13街区 6番	先から 先まで	平成28年4月1日
浅 川 63号 太陽ヶ丘4丁目線 11号	太陽ヶ丘土地区画整理事業地内7工区 12街区 1番 太陽ヶ丘土地区画整理事業地内7工区 12街区 4番	先から 先まで	平成28年4月1日
浅 川 63号 太陽ヶ丘4丁目線 12号	太陽ヶ丘土地区画整理事業地内7工区 12街区 5番 太陽ヶ丘土地区画整理事業地内7工区 14街区 8番	先から 先まで	平成28年4月1日
浅 川 63号 太陽ヶ丘4丁目線 13号	太陽ヶ丘土地区画整理事業地内7工区 16街区 11番 太陽ヶ丘土地区画整理事業地内7工区 16街区 11番	先から 先まで	平成28年4月1日
森 本 99号 日吉ヶ丘住宅線 15号	利 屋 町 135番 利 屋 町 166番	先から 先まで	平成28年4月1日

### ●金沢市告示第152号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定により金沢市長である道路管理者（以下「道路管理者」という。）と石川県知事である河川管理者（以下「河川管理者」という。）との間において、協議により兼用工作物の管理の方法を定めたので、同条第6項の規定により当該協議の内容を次のとおり告示します。

平成28年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

#### 1 兼用工作物

1級幹線82号佐奇森・二ツ寺線と2級河川犀川水系犀川の堤防とが相互に効用を兼ねるもの又は相互に効用を兼ねる部分

#### 2 兼用工作物の位置

1級幹線82号佐奇森・二ツ寺線 延長 30メートル  
犀川 左岸 金沢市二ツ寺町イ104番地先から二ツ寺町イ102番1地先まで

#### 3 兼用工作物の管理

(1) 兼用工作物の新設（道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。）、改築、維持又は修繕は、道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）については道路管理者が、当該施設以外の部分については河川管理者が行うものとする。ただし、路肩に接する法面で当該路肩から法長1メートルまでの範囲にあるものについては、道路管理者が維持を行うものとする。

(2) 兼用工作物の災害復旧は、専ら道路専用施設に係る場合は道路管理者が、専ら道路専用施設以外の部分に係る場合は河川管理者が行う。ただし、特に緊急に災害復旧を行う等の必要があるときは、その都度協議して定めるところにより道路管理者又は河川管理者が行うものとする。

#### 4 兼用工作物の管理についての協議

道路管理者又は河川管理者は、兼用工作物の管理を行う場合においては、緊急等やむを得ない事情があつて協議することができないときを除き、あらかじめそれぞれ河川管理者又は道路管理者と協議するものとする。

#### 5 道路の占用料

道路管理者は、兼用工作物に係る道路の占用で、専ら道路専用施設以外の部分に係るものについては、占用料を徴収しないものとする。

#### 6 兼用工作物の管理に要する費用

兼用工作物の管理に要する費用は、道路管理者が行う兼用工作物の管理に要するものについては道路の管理に要する費用を負担すべき者の負担とし、河川管理者が行う兼用工作物の管理に要するものについては堤防の管理に要する費用を負担すべき者の負担とする。

#### 7 その他

兼用工作物管理協定の実施に関し必要な細目的事項については、道路管理者と河川管理者とが協議して定める。

## ●金沢市告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第3項の規定により、専ら歩行者の一般交通の用に供する道路を次のとおり指定します。

平成28年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 指定する道路の路線名  
鞍月24号直江町北線37号  
小坂49号三池町線64号  
浅川56号太陽が丘3丁目線27号  
浅川63号太陽が丘4丁目線13号
- 2 指定する期日  
平成28年4月1日

## 公 告

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第4条第1項の規定により、次の者を浄化槽保守点検業者登録簿に更新登録したので公告します。

平成28年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	登録年月日
52	株式会社日立ビルシステム	東京都千代田区神田淡路町2丁目101番地	平成28年3月30日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定により土地区画整理事業の廃止を認可したので、同条第4項において準用する同法第9条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成28年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 土地区画整理事業の名称  
金沢港東部工業用地土地区画整理事業
- 2 施行者の名称  
石川県
- 3 事業施行期間  
平成21年10月21日から平成28年3月31日まで
- 4 施行地区  
金沢市湊3丁目、近岡町及び御供田町トの各一部
- 5 施行認可の年月日  
平成21年10月14日
- 6 廃止認可の年月日  
平成28年3月25日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第5項の規定により次のとおり公告します。

平成28年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 土地区画整理組合の名称  
金沢市木曳野土地区画整理組合
- 2 解散の認可の年月日  
平成28年3月25日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第5項の規定により次のとおり公告します。

平成28年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 土地区画整理組合の名称  
金沢市田上本町土地区画整理組合
- 2 解散の認可の年月日  
平成28年3月25日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第5項の規定により次のとおり公告します。

平成28年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 土地区画整理組合の名称  
金沢市戸板第二土地区画整理組合
- 2 解散の認可の年月日  
平成28年3月25日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において縦覧に供します。

平成28年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

新たに指定した道路の位置等

指定番号	指定の年月日	指 定 道 路 の 位 置	延長(m)	幅員(m)
第219号	平成28年 3月24日	金沢市本町1丁目30番4	3.8	19.0
第220号	平成28年 3月24日	金沢市本町1丁目31番4	5.6	19.0

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成28年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

## 教 育 委 員 会 告 示

### ●金沢市教育委員会告示第7号

平成25年教育委員会告示第8号（個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額について）の一部を次のように改正する。

平成28年4月1日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

第1項の表中

金沢市立材木町小学校屋内運動場	金沢市立味噌蔵町小学校屋内運動場
567平方メートル	624平方メートル
常設電灯による点灯	常設電灯による点灯
1 個	1 個
1 脚	1 脚
3 脚	3 脚
平常のまま開放する。	平常のまま開放する。
7,921円	7,921円
25,023円	25,023円
26,384円	26,384円
374円	374円

を

金沢市立兼六小学校屋内運動場
624平方メートル
常設電灯による点灯
1 個
1 脚
3 脚
平常のまま開放する。
7,921円
25,023円
26,384円
374円

に改める。

## 公 営 企 業 公 告

金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和47年条例第44号）第5条の規定により、下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を次のように定めます。

平成28年4月1日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

第2負担区

大樋町の一部

第4負担区

小坂町、諸江町及び柳橋町の各一部

第5負担区

桂町、豊穂町及び間明町の各一部

第6負担区

観音堂町、木越町、御供田町、寺中町、近岡町、中屋町及び割出町の各一部

第7負担区

磯部町、北寺町、才田町、八田町、東蚊爪町、福久町、二ツ寺町、二日市町、南森本町及び弥勒町の各一部

特定環境保全負担区

湯涌荒屋町の一部

平成28年(2016年)4月1日 印刷  
平成28年(2016年)4月1日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄